

事 務 連 絡
平成 2 2 年 7 月 2 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(タイ産マンゴー)

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、タイ政府において平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日付け食安輸発 1 0 2 3 第 2 号にて通知した、ピラクロストロビンの違反事例に係る原因究明及び残留農薬管理対策が講じられたことから、下記の輸出者については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡の別添 1 の 2 の別表 1 9 に追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

Rixing (Thailand) Co., Ltd.